

---

# 日本放送協会 理事会議事録

(平成29年10月10日開催分)

平成29年10月27日(金)公表

---

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成29年10月10日(火) 午前9時00分～9時10分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、坂本専務理事、  
児野専務理事・技師長、根本理事、松原理事、荒木理事、黄木理事、  
大橋理事、菅理事、中田理事、今井特別主幹  
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

## 1 審議事項

- (1) NHK 3か年計画(2018-2020年度)要綱案
- (2) 「日本放送協会企業型年金規約」の一部改正について

議事経過

(会 長) 議事に先立ち、先週10月4日に公表いたしました、職員の労災認定について報告します。

4年前に病気で亡くなった首都圏放送センターの佐戸未和記者が、労働基準監督署から長時間労働による過労死として認定されていたことを公表しました。翌5日には定例の会長記者会見で私からも説明させていただき、その翌日には佐戸記者のご両親を訪ね、過労死を防げなかったことをNHK会長として謝罪しました。公共放送を支えるために頑張ってきた優秀な記者を失ったことは痛恨の極みです。そして、労災認定を受けたことを大変重く受け止めています。会長として、二度とこうしたことを起こさないように、働き方改革を推し進めていきます。なぜこの時期の公表になったのかを含め、詳細は担当の根本理事より説明します。

(根本理事) 職員の長時間労働による労災認定、いわゆる「過労死」について、今月4日、夜の7時半から、放送センター内にある記者クラブで記者会見を開き、公表しました。報道資料について、内容をかいつまんで報告します。

25年7月、NHK首都圏放送センターの佐戸未和記者(当時31歳)が都内の自宅において、うっ血性心不全で亡くなり、翌年5月に渋谷労働基準監督署から過労死と認定されました。NHKとしては、二度とこうしたことを繰り返さないという決意を組織内で共有し、働き方改革の徹底を図るために、この事実を全職員に伝え、外部に公表することにしました。NHKのコメントは、「ともに公共放送を支えてきた職員が亡くなり、労災認定を受けたことを重く受け止めています。このことをきっかけに記者の勤務制度を見直すなど働き方改革に取り組んでおり、職員の健康確保の徹底をさらに進めていきます」としました。

発表に至る経緯については、NHKでは佐戸さんが亡くなられてからご両親の心情に沿って誠実に対応してまい

りました。今年の7月のご命日以降、ご両親と数度にわたる話し合いを持ち、ご両親から娘の死を風化させず、再発防止に繋げて欲しいという強い要請がありました。これを受け、NHKとしては、佐戸さんの死をきっかけに「働き方改革」に取り組み、昨今のさらなる社会的関心の高まりをふまえて、二度と同じようなことを起こさないという決意を組織内で共有するとともに、外部にも公表しました。

記者会見をした10月4日の夜、「ニュースウオッチ9」で事実関係とNHKの「働き方改革」の取り組み、ご両親のコメント、NHKのコメントを約2分間にまとめて放送しました。視聴者からは、他社の過労死を放送しているNHKから過労死が出たのでは話にならない、隠していたのではないか、二度とこうしたことを起きないようにするべきだ、などのご意見が寄せられました。

担当役員として10月5日には、NHKと、NHKグループ職員・社員に向け、過労死の概要、これまでの「働き方改革」の取り組み、健康で活力ある職場づくりに向けて一丸となって不退職の決意で取り組むことを呼びかけています。また、来年4月に入局する内定者にも、メールで概要や働き方改革に取り組み等を伝えています。

さらに報道職場では、先月から、各部局で、亡くなった経緯や問題点の共有、今後の取り組み等の説明を始め、働き方改革をさらに加速させることにしています。

今後は、人事局から各部局の労務担当者に対して、あらためて勤務管理や健康確保の徹底を要請するほか、各階層の職員研修や勤務の勉強会等で、佐戸さんの過労死の概要などを説明し、過労死を二度と繰り返さないという意識を根付かせていきたいと考えています。

(会 長) 本件に関しましては、本日開催の第1292回経営委員会においても、会長報告として報告します。

## 1 審議事項

## (1) NHK 3か年計画（2018－2020年度）要綱案

(経営企画局)

NHKの次期3か年計画の策定について、「NHK経営計画（2018－2020年度）要綱案 大切なことを、より深く、より身近に～“公共メディア”のある暮らし（以下、「要綱案）」等を取りまとめましたので審議をお願いします。

これまでの経営委員会での議論やご意見を踏まえつつ、9月に実施した「NHK次期3か年計画策定に向けたご意見募集」に寄せられたご意見も参考に検討を重ねて、「要綱案」を取りまとめました。9月26日の理事会で審議された「『NHK経営計画（2018－2020年度）案』重点事項・収支の考え方」からの主な変更点を説明します。

NHKが追求する「公共的価値」の6項目のうち1項目めを「正確、公平・公正な情報で貢献」としました。

次に重点方針についてです。放送・サービスの重点方針3の重点項目①の2項目め「競技の多面的な魅力を紹介する番組や、選手を応援する企画、訪日外国人向けの日本文化紹介番組など、多彩なコンテンツを開発・展開」については、「外国人観光客」を「訪日外国人」としました。

次にマネジメントの重点方針2（2）の内容を、「4K・8Kの普及段階を見据えた衛星放送のあり方など、2020年以降の放送・サービスについて検討を進め、業務の見直しと再構築、経営資源の再配置に着手」と変更しました。

続いて、「経営計画の達成状況の評価・管理」についてです。経営計画の進捗とNHKが追求する6つの「公共的価値」の実現の進捗については、「14の経営指標に対するみなさまの期待度と、それに対するNHKの実現度で、達成度を評価する」とし、NHKが生み出した価値を測るVFM（Value for Money）は「1以上を確保する」としました。また、2つの項目を整理し、「効率的な事業運営の取り組みを定期的に示すとともに、放送・サービスについては、これまでの質的・量的評価の手法に加え、より多くの方々に享受していただける状態を確認する方法などを開発して運用する。」と変更しました。

さらに、「収支計画（一般勘定）」を記載しました。経営委員会での議論を踏まえ、受信料の負担軽減策を織り込んでいます。

収支計画のポイントは3点です。1点目は「受信料をはじめとする収

入の増加を確保」です。支払率・衛星契約割合を毎年1ポイント向上させて、受信料の増収を図るとともに、2019、2020年度の2か年で関連団体からの特別配当を実施します。2点目は、「経営計画の重点事項等への財源配分と経費の削減」です。「4K・8Kスーパーハイビジョン」、「インターネットサービス」、「東京オリンピック・パラリンピックの放送」、「地域放送」などの重点事項に財源を重点的に配分する一方で、業務全般にわたる経費の削減を徹底し、生み出した財源を重点事項等に充てる一方で、その他の経常経費については極力抑制します。3点目は「受信料の負担軽減策の実施」です。3か年で170億円規模の受信料の負担軽減策を実施します。これらのポイントに基づき、事業収入全体では、各年度33億円から109億円の増収、このうち受信料収入は負担軽減策による減収を織り込んで、各年度52億円から98億円の増収を確保します。事業収支差金は、2018年度に38億円発生しますが、全額を4K・8Kスーパーハイビジョン等の建設費に充当することとします。また、2019年度、2020年度の事業収支差金は「0」とします。

「要綱案」の説明は以上ですが、受信料の負担軽減策について説明します。負担軽減策の基本的な考え方は4点です。

- ・次期3か年経営計画においては、収入の増加と経費の削減により、事業収支差金で各年度50億～70億規模の黒字を確保し、この財源をもとに、視聴者の負担軽減策を実施したいと考えています。
- ・視聴者の負担軽減策として、受信料の「一律値下げ」や「免除」「割引等」が考えられます。
- ・年間70億円の原資を「一律値下げ」した場合、受信契約1件あたりの値下げ額は月額約15円となり、視聴者の負担を大きく軽減するものとはなりません。
- ・このため、対象は限定されますが、NHK受信料制度等検討委員会の諮問第3号「受信料体系のあり方」の答申（以下、「諮問第3号答申」）等を踏まえ、1件あたりの負担を大きく軽減させることが可能な「受信料免除」「割引等」について検討しました。

負担軽減の具体策については、「諮問第3号答申」等を踏まえつつ、より合理的な受信料体系に変更する観点から、「受信料免除」として▼「社会福祉施設への免除拡大」と▼「親元非課税等世帯の学生への免除適用」

を、「割引等」として▼「多数支払いにおける割引の併用」と▼「設置月の無料化」を、案としてまとめました。

まず、「社会福祉施設への免除拡大」についてです。

社会福祉施設における免除については、社会福祉法の改正により免除対象の範囲が拡大することがないよう、免除基準を変更し、平成13年以前に社会福祉法に規定された施設のみに限定して実施していますが、課題が生じてきています。13年以降、多くの施設が社会福祉法に法定化されており、免除基準における同一法律内の公平性が担保されていない状態が顕在化してきています。こうした状況等を踏まえ、「社会福祉施設への免除拡大」を実施したいと考えています。実施内容は、13年以降に規定された社会福祉施設についても全額免除の対象とするものです。対象件数は約2万件、年間影響額は約2億円、開始年月は30年4月からと考えています。これにより、現行では、社会福祉法に規定された時期により免除の適否が分かれているものが、規定された時期に関わらず、免除対象となります。

諮問第3号における、「免除の対象」についての答申では、免除の対象について、あらためて検討することまで妨げるものではないとした上で、免除対象を検討する際の観点として、他の負担者の理解を得られること、免除基準に生じた不公平性や不合理性の解消を目的とすること、将来にわたるNHKの財政状況への影響を十分に考慮すること、免除の条件についての的確かつ簡素に確認・証明できるものを対象とすることが、あげられています。

「他の負担者の理解を得られること」については、すでに社会福祉法に基づく社会福祉施設に免除を実施していることや、法人税や固定資産税の減税措置等の事例においても、同一法律内での取り扱いに差を設けていないことが挙げられます。「免除基準に生じた不公平性や不合理性の解消を目的とすること」については、同一法律内における取り扱いの不公平性や不合理性を解消するものであると考えます。「免除の条件についての的確かつ簡素に確認・証明できるものを対象とすること」については、社会福祉法に基づき事業を行っていることの公的な証明書類等によりの的確な確認・証明が可能であると考えます。

「親元非課税等世帯の学生への免除適用」についてです。

現行の受信契約の単位は、「同一生計かつ同一住居」となっており、同

一生計であっても別住居で生活する一人暮らしの学生は、親元とは別に受信料の支払いが必要となっています。ただし、家族割引の適用を受けることで半額となります。こうした場合、「生計は1つで2契約は負担が大きい」として、負担の軽減を求めるご意見が多く、また、教育に係る世帯の負担軽減に対する社会的要望もあります。

諮問第3号「答申（案）概要」に関する意見募集においても、「同一生計・別住居の学生について免除してほしい」とのご意見がありました。諮問第3号の「世帯における契約のあり方」についての答申では、同一生計で別住居である場合の負担のあり方についても検討の対象となりうるとしたうえで、家族割引の割引率を拡大することは、半額免除との整合性の観点等から、慎重に検討することが必要としています。また、「世帯」の定義を変更することは、大幅な減収が見込まれることなどを十分に考慮する必要があるとしています。このため、「家族割引の割引率のさらなる拡大」や「世帯の定義の変更」ではなく、他の施策による負担軽減策として、「親元非課税等世帯の学生への免除適用」を実施したいと考えています。内容は、同一生計における負担軽減等のため、市町村民税非課税または生活保護受給世帯と同一生計の別住居の学生について、全額免除の対象とするものです。対象件数は約3万件、年間影響額は約3億円、開始年月は平成30年4月からと考えています。

免除適用範囲については、「給付型奨学金制度」でも同様の対象を要件としていること、免除の対象を「経済弱者」に限定していることから、非課税世帯に限定しています。

「免除の対象」について「諮問第3号答申」で示された観点としては、前述のほか、真に免除が必要な経済弱者（文化・情報弱者）に対象を限定し、対象を確定することが重要であるとしています。

「真に免除が必要な経済弱者（文化・情報弱者）に対象を限定」については、市町村民税非課税等のみを対象とすることで、「経済弱者」に限定します。「他の負担者の理解が得られること」については、経済的に厳しい環境にある世帯や学生の負担軽減を求める声があり、給付型奨学金制度も同様の条件であることがあげられます。「免除の条件についての確かつ簡素に確認・証明できるものを対象とすること」については、学生証や収入要件に関する公的証明書類等により、的確かつ簡素に確認・証明が可能であると考えます。

「多数支払いにおける割引の併用」についてです。

現在は、「事業所割引」と「多数一括割引」があります。「多数一括割引」は、衛星契約が10件以上の場合、件数に応じて1件あたり200円から300円を割り引く、というものです。「事業所割引」は、同一敷地内に設置したすべての受信機の契約を締結する場合、2件目以降を半額に割り引くというものです。現行の制度では「事業所割引」が適用されている事業所においては、衛星契約が10件以上ある場合でも「多数一括割引」は併用できません。大規模事業者から、「依然として負担が大きいの指摘を受けています。こうした状況を踏まえ、「事業所割引と多数一括割引の併用」を実施したいと考えています。内容は、同一事業者における負担軽減等のため、2台目以降を半額とする「事業所割引」に加え、衛星契約数に応じて割引される「多数一括割引」の併用を可能にするというものです。対象件数は約86万件、年間影響額は約31億円、開始年月は31年4月からと考えています。併用後の割引率は59%から63%まで拡大されます。「事業所における契約のあり方」について「諮問第3号答申」で示された観点は、「設置場所単位」という考え方を維持すること、事業者間の公平性やNHKの財政状況および世帯における負担とのバランスを十分に考慮することなどです。「『設置場所単位』という考え方を維持」については、設置場所という単位を変更するものではありません。「事業所間の公平性」については、業種や業態等で差を設けず、事業者間の公平性を損なうものではないと考えます。

「設置月の無料化」についてです。現行制度では、受信機を設置した月の受信料の支払いは、「月初に設置」された場合も、「月末に設置」された場合も同額を支払うことになっています。一方、廃止した月については、以前は支払いが必要であったものを、契約者の負担軽減策として、平成2年度から支払不要としています。この取り扱いに対し、月末に受信機を設置した視聴者から、「1日に設置した場合も28日に設置した場合も同額であることに納得がいかない」等の意見を多くいただいています。こうした状況等を踏まえ、「設置月の無料化」を実施したいと考えています。対象件数は、新規にご契約をいただく方と、地上契約から衛星契約に変更される方を合わせて約264万件、年間影響額は約38億円、開始年月は30年10月からと考えています。「支払期間の算定」についての「諮問第3号答申」では、「受信機を設置した場合の支払期間の



算定についても検討の対象となりうる」としたうえで、「設置月と廃止月の支払いをあわせて考えた場合、全体としての公平性が担保されている」としています。視聴者の声に応え、契約者に有利な取り扱いとするため、実施したいと考えています。諮問第3号答申における「受信料体系のあり方」検討の観点を整理すると、「視聴者・国民の理解」、「現行の受信料制度との整合性」、「負担の公平性」、「必要な財源の確保」、「運用の実効性」となります。「視聴者・国民の理解」、「負担の公平性」について、今回の提案は新たな対象者のみに適用され、既に受信契約を締結している方は対象となりませんが、新しい制度が出来た場合に遡って適用されないという事例が他にもあり、許容されると考えます。また、既に受信契約を締結している方についても、地上契約から衛星契約への変更の場合は支払不要となり、負担軽減になると考えます。「現行の受信料制度との整合性」については、受信料の支払期間の取り扱いであり、受信料制度を毀損するものではないと考えます。

最後に、「負担軽減策の全体像」についてです。次期経営計画期間3か年合計で、170億円の規模となっています。

2018年1月の次期経営計画公表後、視聴者からの意見募集を行い、経営委員会に最終的な議決をいただいたうえで、総務大臣への認可申請等の手続きを進めていきたいと考えています。

本件が了承されれば、本日開催の第1292回経営委員会に審議事項として提出します。

(会長)                   ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

(2)「日本放送協会企業型年金規約」の一部改正について

(人事局)

「日本放送協会企業型年金規約」の一部改正について審議をお願いします。

平成22年度から協会が導入した確定拠出年金制度について各関連団体に加入を呼びかけ、NHK出版、NHKビジネスクリエイト、およびNHKインターナショナルが12月1日からの加入を表明したので、「日本放送協会企業型年金規約」の一部改正を実施します。

(会 長)      ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成29年10月24日

会 長    上 田 良 一